

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001 令和元年10月1日	(単価契約)京都市ふるさと納税返礼(体験型)調達・開発・案内状送付等業務委託	当初 9,225,000 (変更後) 57,381,000 予定 総額	行財政局総務部総務課	株式会社JTBふるさと開発事業部	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002 令和2年04月01日	(単価契約)令和2年度京都市ふるさと納税返礼調達・発送等業務委託について	当初 33,450,000 (変更後) 64,042,950 予定 総額	行財政局総務部総務課	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003 令和2年04月01日	(単価契約)令和2年度京都市ふるさと納税返礼品(京都肉)調達・発送等業務委託について	予定 総額 7,925,000	行財政局総務部総務課	株式会社銀閣寺大西 株式会社モリタ屋	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004 令和2年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約について	予定 総額 11,400,000	行財政局総務部総務課	株式会社トラストバンク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005 令和2年05月15日	ふるさと納税支援業務委託契約について	予定 総額 16,250,000	行財政局総務部総務課	楽天株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006 令和2年04月01日	京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備工事設計業務委託 ただし、設計意図伝達業務委託	174,064,440	行財政局総務部総務課	京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備工事 乾・RING・フジワラボ・o+h・吉村設計共同体	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
007 令和2年04月01日	市庁舎案内業務委託	9,147,600	行財政局総務部庁舎管理課	アデコ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008 令和2年04月01日	京都市役所公用車駐車場管理業務委託	41,002,000	行財政局総務部庁舎管理課	京都御池地下街株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009 令和2年04月01日	市庁舎ガス吸収冷暖房機その他設備点検保守管理委託について	22,533,588	行財政局総務部庁舎管理課	不二熱学サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010 令和2年04月01日	総務事務センター関連システム保守業務	43,905,620	行財政局総務部総務事務センター	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
011 令和2年04月01日	財務会計システム保守等業務委託	45,047,200	行財政局総務部総務事務センター	令和2年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
012 令和2年06月10日	庶務事務システム改修(旅費制度改正対応)	7,700,000	行財政局総務部総務事務センター	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
013	令和2年06月24日	財務会計システム改修（歳出節改定対応）	19,448,000	行財政局総務部総務事務センター	京都市財務会計システム「7節対応業務」委託複数事業者連合体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
014	令和2年06月30日	人事給与システム改修（令和2年度税制改正対応）	10,028,150	行財政局総務部総務事務センター	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
015	令和2年04月01日	I P 告知システム保守業務委託	5,570,400	行財政局防災危機管理室	株式会社DTS WEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
016	令和2年04月01日	280MHz デジタル同報無線システム保守業務委託	11,095,480	行財政局防災危機管理室	東京テレメッセージ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
017	令和2年06月02日	避難所用感染症拡大防止対策物品（非接触型体温計）の購入	5,197,500	行財政局防災危機管理室	株式会社三笑堂	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
018	令和2年07月01日	京都市防災危機管理情報館更新業務委託	29,997,000	行財政局防災危機管理室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
019	令和2年07月07日	京都市多機関連携型タイムライン策定業務委託	6,897,000	行財政局防災危機管理室	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	令和2年07月10日	皮膚赤外線体温計の購入	14,520,000	行財政局防災危機管理室	オムロンヘルスケア株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
021	令和2年07月22日	避難所用感染症拡大防止対策物品（ラバースノコ）の購入	21,964,800	行財政局防災危機管理室	株式会社竹田膳写堂	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
022	令和2年07月22日	避難所用感染症拡大防止対策物品（段ボールベッド等）の購入	22,383,900	行財政局防災危機管理室	近江屋ローブ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
023	令和2年07月22日	避難所用感染症拡大防止対策物品（屋内用間仕切りテント）の購入	72,072,000	行財政局防災危機管理室	株式会社ミヨシ	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
024	令和2年08月14日	指定避難所等への避難所用感染症拡大防止対策物品の配送業務	7,602,430	行財政局防災危機管理室	京都ポーター急配協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
025	令和2年04月01日	行政業務情報化人事給与システム保守委託契約	29,492,100	行財政局人事部人事課	令和2年度行政業務情報化人事給与システム保守業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	令和2年04月01日	京都市人事評価システム運用保守業務	7,645,000	行財政局人事部人事課	株式会社ケー・デー・シー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
027	令和2年04月01日	令和2年度京都市職員定期健康診断(人間ドック代替分)委託	予定 総額 62,652,612	行財政局人事部人事課	京都市職員共済組合	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
028	令和2年04月01日	令和2年度京都市職員節目健康診断委託	予定 総額 20,122,245	行財政局人事部人事課	京都市職員共済組合	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
029	令和2年04月01日	令和2年度人事異動後面談業務委託	予定 総額 8,305,571	行財政局人事部人事課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
030	令和2年05月01日	在宅勤務用モバイルルータの購入	(当初) 12,255,815 (変更後) 25,565,815	行財政局人事部人事課	株式会社インターネットイニシア ティブ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号
031	令和2年05月08日	在宅勤務用ソフトウェアの購入	6,963,000	行財政局人事部人事課	扶桑電通株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号
032	令和2年05月28日	令和2年度AI-OCRサービス導入業務に係る契約について	5,885,000	行財政局人事部人事課	株式会社エヌ・ティ・ティ・デー タ関西	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
033	令和2年06月09日	令和2年度定型業務の自動化に向けたRPA導入業務に係る契約について	15,950,000	行財政局人事部人事課	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
034	令和2年04月01日	令和2年度包括外部監査契約	16,984,000円を 上限とする額	行財政局コンプライア ンス推進室	小林 由香	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
035	令和2年04月01日	京都市電子入札システム保守管理業務委託(上期)	17,201,800	行財政局財政部契約課	令和2年度京都市電子入札システ ム保守管理業務複数事業者連合体	地方公共団体の物品等又は特定役務の調 達手続の特例を定める政令第11条第1 項第1号
036	令和2年04月01日	電子入札システム機器更新作業	64,056,850	行財政局財政部契約課	富士通株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調 達手続の特例を定める政令第11条第1 項第1号
037	令和2年04月01日	税務オンラインシステム端末機器,個人市・府民税課税支援システム端 末機器のSEサポート業務委託	5,940,000	行財政局税務部税制課	令和2年度 税務オンラインシス テム端末機器,個人市・府民税課 税支援システム端末機器のSEサ ポート業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
038	令和2年04月01日	電子申告審査システム等の運用管理に係る業務委託	6,164,400	行財政局税務部税制課	T I S 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第7号
039	令和2年04月01日	令和2年度地方税電子申告システムの保守管理業務	6,336,000	行財政局税務部税制課	令和2年度地方税電子申告システ ムの保守管理業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
040 令和2年04月01日	京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務	22,385,000	行財政局税務部税制課	京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
041 令和2年04月01日	特別徴収当初税額通知書のデータ出力にかかる改修業務	7,044,862	行財政局税務部税制課	特別徴収当初税額通知書のデータ出力にかかる改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
042 令和2年04月17日	納税室組織再編に伴う税務オンラインシステム及び滞納整理支援システム移設業務	18,172,000	行財政局税務部税制課	納税室組織再編に伴う税務オンラインシステム及び滞納整理支援システム移設業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
043 令和2年05月14日	A C O S 税システム改修業務委託（宿泊税機能改善）	33,618,519	行財政局税務部税制課	A C O S 税システム改修業務委託（宿泊税機能改善）コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
044 令和2年07月22日	「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」に関する調査業務	5,445,000	行財政局税務部税制課	株式会社ゼンリン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
045 令和2年08月31日	電子申告システム機器更改作業	7,169,250	行財政局税務部税制課	電子申告システム機器更改作業コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
046 令和2年04月01日	令和3基準年度固定資産税（土地）評価替えに伴う路線価等付設業務委託（令和2年度）	38,094,100	行財政局税務部資産税課	大和不動産鑑定株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
047 令和2年04月01日	令和2年度固定資産税課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務委託	78,810,160	行財政局税務部資産税課	「令和2年度 京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務委託」コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
048 令和2年06月25日	令和3年度評価替えに係る京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムの改修業務委託	13,200,000	行財政局税務部資産税課	株式会社両備システムズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
049 令和2年07月29日	固定資産税（土地）に係る令和3年度の時点修正に関する業務委託	20,366,582	行財政局税務部資産税課	公益社団法人京都府不動産鑑定士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
050 令和2年04月17日	京都市滞納整理支援システム改修（税制改正対応）	10,369,458	行財政局市税事務所納税室収納対策担当	「京都市滞納整理支援システム改修（税制改正対応）」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
051	令和2年06月22日	京都市納税お知らせセンター業務委託	16,280,000	行財政局市税事務所納税室収納対策担当	株式会社 セゾンパーソナルプラス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
052	令和2年04月01日	市税収納金に係る領収済通知書等の電子データの作成及び加工等業務	(当初) 予定 52,618,428 総額 (変更後) 55,074,088	行財政局市税事務所納税室納税推進担当	エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

随意契約締結結果報告書

1 件名

(単価契約) 京都市ふるさと納税返礼(体験型) 調達・開発・案内状送付等業務委託

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

(当初) 令和元年10月1日

(変更後) 令和2年9月1日

4 履行期間

令和元年10月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区南本町2-6-12 サンマリオンNBFタワー11階
株式会社JTBふるさと開発事業部

6 契約金額(税込み)

(当初) 予定総額 9,225,000円

(変更後) 予定総額 57,381,000円

7 契約内容

- ・市域内での体験型返礼(市域内で使用可能な宿泊クーポン等を含む)の調達業務
体験型の返礼を用意し、情報発信を行う。
- ・新たな体験型返礼の開発業務
体験型の返礼を新たに開発し、本市の承認を得たうえで、情報発信を行う。

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

本業務は、受託者の返礼品提案力、返礼品調達・発送能力等により、寄付者への訴求力に顕著な差異が現れるものであることから、主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要がある。そのため、プロポーザル方式で選定。

(変更契約に係る変更理由)

京都市ふるさと納税返礼(体験型) 調達・開発・案内状送付等業務委託について、返礼品の取扱件数の増加に伴い、設定寄付額を変更する必要があるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

簡易型プロポーザル方式により公募を行ったところ、2事業者から応募があったため、募集要項に定める審査基準により評価した結果、一番評価の高かった株式会社JTБを委託候補先として選定。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

(単価契約) 令和2年度京都市ふるさと納税返礼調達・発送等業務委託について

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

(当初) 令和2年4月1日

(変更後) 令和2年5月11日

4 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社 I T P

6 契約金額 (税込み)

(当初) 予定総額33,450,000円

(変更後) 予定総額64,042,950円

7 契約内容

京都市ふるさと納税の返礼品の調達・発送等に係る業務

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

本業務は、受託者の返礼品提案力、返礼品調達・発送能力等により、寄付者への訴求力に顕著な差異が現れるものであることから、主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要がある。そのため、プロポーザル方式で選定。

(変更契約に係る変更理由)

令和2年度京都市ふるさと納税返礼調達・発送等業務委託について、返礼品の取扱件数の増加に伴い、設定寄付額を変更する必要があるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

簡易型プロポーザル方式により公募を行ったところ、2事業者から応募があったため、募集要項

に定める審査基準により評価した結果、一番評価の高かった株式会社 I T P を委託候補先として選定。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

(単価契約) 令和2年度京都市ふるさと納税返礼品(京都肉)調達・発送等業務委託について

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和2年4月1日

4 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

・京都市左京区浄土寺東田町5番地
株式会社 銀閣寺大西

・京都市中京区猪熊通四条上る錦猪熊町5番21
株式会社 モリタ屋

6 契約金額(税込み)

予定総額7,925,000円

7 契約内容

京都市ふるさと納税の返礼品(京都肉)の調達・発送等に係る業務

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

本業務は、受託者の返礼品提案力、返礼品調達・発送能力等により、寄付者への訴求力に顕著な差異が現れるものであることから、主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要がある。そのため、プロポーザル方式で選定。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

簡易型プロポーザル方式により公募を行ったところ、2事業者から応募があったため、募集要項に定める審査基準により評価した結果、いずれも優れた提案であり、両者を採用する方が、寄付者の選択の幅を増やし、また、事業者間の競争を促すことで、返礼の質の向上が期待できるため、メリットが大きいと評価した。加えて、今後の京都肉の返礼需要を考えると、複数の事業者を確保し

た方が年間を通じて安定的な供給体制が築けると判断したため、応募があった2社を受託候補者に選定。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税支援業務委託契約について

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和2年4月1日

4 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都目黒区青葉台3丁目6番28号
株式会社トラストバンク

6 契約金額（税込み）

予定総額11,400,000円

7 契約内容

京都市ふるさと納税に係るプロモーション支援サービス

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「ふるさとチョイス」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社トラストバンクと契約をおこなう必要があるため、相手方として選定。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

現在、ふるさと納税については、ふるさと納税総合ポータルサイトを經由する寄付が主流となっており、そのポータルサイトの広告力により寄付額が大きく左右されるため、価格やPR力などを総合的に比較検討する必要がある。ふるさと納税サイトのうち、利用自治体数・会員数・返礼品掲載数・月間ページビュー数などを総合的に比較したところ、ふるさと納税総合ポータルサイトである「ふるさとチョイス」が特に優れているため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

ふるさと納税支援業務委託契約について

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和2年5月15日

4 履行期間

令和2年5月15日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス
楽天株式会社

6 契約金額（税込み）

予定総額16,250,000円

7 契約内容

京都市ふるさと納税に係るプロモーション支援サービス

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「楽天ふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である楽天株式会社と契約をおこなう必要があるため、相手方として選定。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

現在、ふるさと納税については、ふるさと納税総合ポータルサイトを經由する寄付が主流となっており、そのポータルサイトの広告力により寄付額が大きく左右されるため、価格やPR力などを総合的に比較検討する必要がある。ふるさと納税サイトのうち、利用自治体数・会員数・返礼品掲載数・月間ページビュー数などを総合的に比較したところ、ふるさと納税総合ポータルサイトである「楽天ふるさと納税」が特に優れているため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備工事設計業務委託
ただし、設計意図伝達業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月2日から令和5年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区新宿5-17-6花園ビル4階
京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備工事乾・RING・フジワラボ・
o+h・吉村設計共同体
- 6 契約金額（税込み）
174,064,440円
- 7 契約内容
京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備工事に係る設計意図伝達業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務は、京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備工事の意図伝達業務を主とする設計業務委託であり、契約の履行に当たっては、本工事に精通していることはもちろんのこと、工事監理者及び施工者に対し設計者の意図を正確に伝達することが必要である。意図伝達とは、「工事施工段階において、設計者が設計意図を正確に伝えるため、成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う」（平成31年国交省告示第98号）業務とされており、設計者のみが受注できる業務である。本件業務を遂行できるのは、本工事の設計業務（平成29年度～令和2年度：基本設計及び実施設計）を受託した設計JVのみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市庁舎案内業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地四条烏丸ビル6F
アデコ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9, 147, 600円
- 7 契約内容
市庁舎案内業務委託（北庁舎及び分庁舎）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務は市役所の顔とも言うべき性格を有するものであり、市政運営上、片時の停滞も許されない極めて重要な業務であることを十分理解し、親切・丁寧な対応は言うまでもなく、国際的観光都市京都を自覚した上で、受託前における業務習熟のための研修や、習熟するまでの間の十分な態勢の確保など、受託業務を円滑に遂行できるよう、万全の体制で対応しなければならないものである。本契約の目的を、より効果的かつ効率的に達成するためには、価格以上に、これら要素を勘案し、契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により参加資格を満たす業者にヒアリングを実施し、提出資料の分析等多様な視点から審査を行った結果、高品質で誠実な業務の執行が期待できたため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市役所公用車駐車場管理業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区御池通寺町東入下本能寺前町492番地1
京都御池地下街株式会社
- 6 契約金額（税込み）
41,002,000円
- 7 契約内容
京都市公用車駐車場の管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守管理契約の対象となる駐車場が京都市御池駐車場と、出入口、ゲート、泡消火設備等の構造物、設備機器類を共同使用しており、一体として適切に管理を行わないと管理責任の区分が不明確になるおそれがあるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市公用車駐車場と京都市御池駐車場を一体的に管理できるのは、京都市御池駐車場の指定管理者である京都御池地下街株式会社のみであるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市庁舎ガス吸収冷暖房機その他設備点検保守管理委託について
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西院六反田町31番地2
不二熱学サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
22,533,588円
- 7 契約内容
市庁舎ガス吸収式冷暖房機その他設備点検保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
三菱重工業（株）製である当該機器の保守管理は、同社認定技術員のみが行うことができ、不二熱学サービス（株）は同社サービス代行店として推奨も受けている。当該機器は不二熱学サービス（株）が納入時から様々な特別仕様を加えている（①省エネルギー対策として2ポンプ方式から3ポンプ方式に改修した際、併せて制御方式も特別仕様に改修、②1号機～3号機の危機管理対策として冷温水配管系等のバイパス配管接続時の制御方式を特別仕様に改修）ため、これらの設備を熟知している不二熱学サービス（株）以外では、緊急時の対応等を始めとして当該機器保守管理を行うことができないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
総務事務センター関連システム保守業務
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
43,905,620円
- 7 契約内容
庶務事務システムの保守業務及び障害対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
庶務事務システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、日本電気株式会社が従前から権利を有する部分に関する著作権については、同社に帰属している。
本件委託の内容には、同社に著作権が帰属している部分についての業務が多く含まれており、庶務事務システムの保守業務及び障害対応を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、一部著作権が帰属する日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では保守業務を行うことは不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
財務会計システム保守等業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通麴屋町西入立売東町1
令和2年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体
代表者 富士通株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
45,047,200円
- 7 契約内容
予算・収入・支出・決算等を行うための財務会計システムについての運用，保守等を行う。（運用管理保守業務，システム改修・保守業務，端末操作研修，システム関係問い合わせ対応，改善報告）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
以下の理由により，特殊な技術に係る特定役務の調達であり契約の相手方が特定されることから，上記委託先を相手方として随意契約を締結することとする。
財務会計システムは，本市が財務会計事務を行う上での基幹となるシステムであるから，円滑に稼働しなければ，本市行政に大きな影響を及ぼす重要なシステムである。従って，障害が生じた際の復旧作業においては，障害がハードウェアに起因するものか，アプリケーションに起因するものか，OSに起因するものか，ミドルウェアに起因するものか等について，迅速で正確な判断を行ったうえでシステムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。
財務会計システムは，本市独自の仕様によるシステムであり，システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としている。そのため，システムの運用等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は，当該財務会計システムを開発し，現在に至るまで保守管理を委託している上記委託先のみが有しており，他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

財務会計システムの当初開発は平成13年度に富士通株式会社と契約したものであり、この開発時において本改修委託に関連する部分については、再委託業者として株式会社さくらケーシーエス（ソフトウェアの一部の開発）及び株式会社イメージ（旧名都築通信技術株式会社、ハードウェアの開発）並びに富士通エフ・オー・エム株式会社（旧名 富士通オフィス機器株式会社、ソフトウェアの一部の開発）が携わったところである。

財務会計システムの設計開発に係る情報については、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としているので、以上のようなシステムの障害復旧、修正、追加等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、プログラム作成を行った富士通株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能なため、令和2年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体 代表者 富士通株式会社京都支社を契約の相手方とするものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
庶務事務システム改修（旅費制度改正対応）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
令和2年6月10日
- 4 履行期間
令和2年6月10日から令和2年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,700,000円
- 7 契約内容
旅費制度改正に係る庶務事務システム（旅費システム）の改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
庶務事務システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、日本電気株式会社が従前から権利を有する部分に関する著作権については、同社に帰属している。
本件委託の内容には、同社に著作権が帰属している部分についての業務が多く含まれており、庶務事務システムの保守業務及び障害対応を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、一部著作権が帰属する日本電気株式会社のみが有しており、他の業者ではシステムを改修することは不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
財務会計システム改修（歳出節改定対応）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
令和2年6月24日
- 4 履行期間
令和2年6月24日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通麴屋町西入立売東町1
京都市財務会計システム「7節対応業務」委託複数事業者連合体
代表者 富士通株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
19,448,000円
- 7 契約内容
令和2年4月1日付け歳出節改定が施行されたことに伴い、財務会計システムを改修し、令和3年度から節の繰り上げを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
財務会計システムは、本市が財務会計事務を行う上での基幹となるシステムであるから、円滑に稼働しなければ、本市行政に大きな影響を及ぼす重要なシステムである。従って、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、アプリケーションに起因するものか、OSに起因するものか、ミドルウェアに起因するものか等について、迅速で正確な判断を行ったうえでシステムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。
財務会計システムは、本市独自の仕様によるシステムであり、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としている。そのため、システムの運用等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当該財務会計システムを開発し、現在に至るまで保守管理を委託している上記委託先のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

財務会計システムの当初開発は平成13年度に富士通株式会社と契約したものであり、この開発時において本改修委託に関連する部分については、再委託業者として株式会社さくらケーシーエス（ソフトウェアの一部の開発）が携わったところである。

財務会計システムの設計開発に係る情報については、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としているので、以上のようなシステムの障害復旧、修正、追加等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、プログラム作成を行った富士通株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能なため、京都市財務会計システム「7節対応業務」委託複数事業者連合体 代表者 富士通株式会社京都支社を契約の相手方とするものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人事給与システム改修（令和２年度税制改正対応）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
令和２年６月３０日
- 4 履行期間
令和２年６月３０日から令和３年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町８ 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
１０，０２８，１５０円
- 7 契約内容
令和２年度税制改正により「所得金額調整控除の創設」、「寡婦控除の見直し」及び「基礎控除の見直し」が行われ、年末調整計算について変更が生じたため、人事給与システムを改修する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
人事給与システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、日本電気株式会社が従前から権利を有する部分に関する著作権については、同社に帰属している。
本件委託の内容には、同社に著作権が帰属している部分についてのシステム改修が多く含まれており、人事給与システムの改修を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、一部著作権が帰属する日本電気株式会社のみが有しており、他の業者ではシステムを改修することは不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
I P 告知システム保守業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444
株式会社D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）
5, 570, 400円
- 7 契約内容
I P 告知システムについて、電気関係法令に基づく点検に加え、障害発生時に京都市からのオンコールによる復旧作業体制を確保する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
I P 告知システムについては、株式会社D T S W E S T が構築しており、詳細設計については一般に公開していないことから、他の業者が保守業務を行うことは不可能である。
よって、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
280MHz デジタル同報無線システム保守業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区西新橋2丁目35番2号
東京テレメッセージ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,095,480円
- 7 契約内容
280MHz デジタル同報無線システムの運用に関して、電気通信等関係法令に定める基準値等の維持、システム障害等による機能停止を未然に防止するためのシステム障害監視及び障害発生時における応急復旧等運用体制を確保するための調整及び修理等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
280MHz デジタル同報無線システムを開発、構築し、システムの根幹となる280MHz デジタル無線機の無線免許を保持しているのは、東京テレメッセージ株式会社である。
本システムの詳細は一般に公開されていないこと、無線免許人以外がシステム運用及び障害対応等（無線機調整等）を行ってはならないことから他の事業者が運用保守業務を行うことは不可能である。
よって、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
避難所用感染症拡大防止対策物品（非接触型体温計）の購入
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和2年6月2日
- 4 履行期間
令和2年6月5日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽大物町68番地
株式会社三笑堂
- 6 契約金額（税込み）
5,197,500円
- 7 契約内容
災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すため、避難所運営において、受付時等の体温測定で使用する非接触型体温計を購入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和2年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を計上していなかったため、5月補正予算にて各避難所に非接触型体温計を配備するための予算を計上し、調達するに当たり、既に6月に入り、急な大雨等による避難勧告等を発令する可能性もあり、事前準備を十分にしておく必要があった。本件の非接触型体温計の購入を入札に付すと、納品までに時間が掛かり、その間に避難場所を開設することになった場合、避難所における感染防止対策が取れず、市民の安全・安心を守れない。避難所等における感染拡大防止対策を徹底するには、速やかに納品可能な事業者を選定する必要があることから、緊急的に随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
履行期限までに納品可能な事業者からの見積合せにより、最も低廉な価格を提示したため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市防災危機管理情報館更新業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和2年7月1日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,997,000円
- 7 契約内容
防災ポータルサイト（京都市防災危機管理情報館）の更新
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
防災ポータルサイト（京都市防災危機管理情報館）は、市民・観光客に対する防災情報・避難情報の発信を目的とするため、その災害耐久性、サイトデザイン及びサイト運営のしやすさ等、様々な観点からシステム構成、操作方法等を評価し、決定する必要がある。
よって、当該業務の受託事業者の選定については、価格以外を選定の判断材料とする必要があるため、公募型プロポーザル方式により選定した事業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市多機関連携型タイムライン策定業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和2年7月7日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,897,000円
- 7 契約内容
防災関係機関からタイムラインに掲載する防災行動の調査・取りまとめ・検証訓練を実施し、京都市多機関連携型タイムラインを策定する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市多機関連携型タイムライン策定業務に当たっては、京都市地域防災計画、京都市業務継続計画、関西防災減災プラン、指定都市市長会行動計画等とも整合を図る必要があり、京都市における業務等の分析を適切に実施したうえで策定しなければならない。
より実効的であるタイムラインを策定するためには、業務の性質上、受託事業者を価格競争だけで決定することは不適切であり、業務実施体制、本市に適した策定作業の進め方、仕様書以外の追加要素などを総合的に評価する必要があることから、プロポーザル方式により選定した事業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
皮膚赤外線体温計の購入
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和2年7月10日
- 4 履行期間
令和2年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府向日市寺戸町九ノ坪53番地
オムロンヘルスケア株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,520,000円
- 7 契約内容
広く市民等が訪れる本市所管施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に使用するため、皮膚赤外線体温計を購入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約締結時点において、国が示すロードマップでは、8月1日を目途に、移動制限の解除やイベントの実施の更なる緩和が予定されていたが、6月下旬以降の新たな患者の発生により、京都府におけるモニタリング指標が「注意喚起基準」に到達しており、感染拡大防止を徹底するために、至急、非接触型体温計を調達し、各施設等に配備する必要があったことから、緊急随意契約により調達を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
新型コロナウイルス感染症の影響により、市場において非接触型体温計が品薄となっており、非接触型体温計の取引を停止している事業者も多く、6月に避難所に配備した非接触型体温計を調達した事業者等からも履行期限までに納品することは困難であるとの回答を得る中、全国知事会や内閣府に非接触型体温計を提供したオムロンヘルスケア株式会社が、本市へ履行期限までに納品可能であることが判明し、価格についても、避難所に配備済みの同等品の市場価格よりも4割以上割安

の価格提示であったため、契約の相手方に選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
避難所用感染症拡大防止対策物品（ラバースノコ）の購入
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和2年7月22日
- 4 履行期間
令和2年10月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通烏丸西入常真横町290番地の1
株式会社竹田謄写堂
- 6 契約金額（税込み）
21,964,800円
- 7 契約内容
災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すため、避難所運営において、段ボールベッド保管時の湿気防止用の敷物や、屋内用間仕切りテント使用時の敷物として使用するラバースノコを購入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
災害は事前に発生時期を予想できないものであるため、本市には、その可能性に備えて人員体制や設備を整えておく責務がある。近年では、令和2年7月豪雨などをはじめとして、災害が頻発・激甚化しており、いつ大規模な災害が発生してもおかしくない状況である。特に、8月～9月頃に本格化する台風シーズンにおいては、台風直撃等による大規模な災害発生の可能性が懸念されることから、それに備えて、避難所等における感染防止対策を速やかに実施する必要がある。仮に、ラバースノコの調達までに、災害の発生により避難所等に多数の市民が押し寄せた場合、避難所等における感染防止対策が十分に取れず、市民の健康、安全・安心といった重大な権利利益に害を及ぼすおそれがあり、その悪影響は極めて大きいことが予測された。
こうした事態を招くことは是非とも回避する必要がある。また、前述の災害の予測困難性等に鑑みれば、その感染防止対策を施す必要性が差し迫っていたことから、緊急的に随意契約により調達を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

履行期限までに納品可能な事業者からの見積合せにより、最も低廉な価格を提示したため

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
避難所用感染症拡大防止対策物品（段ボールベッド等）の購入
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和2年7月22日
- 4 履行期間
令和2年8月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区七条通西洞院東入夷之町689
近江屋ロープ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
22,383,900円
- 7 契約内容
災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すため、避難所運営において、体調不良の避難者のための避難スペース（別室）で使用する段ボールベッド及びパーティションを購入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
災害は事前に発生時期を予想できないものであるため、本市には、その可能性に備えて人員体制や設備を整えておく責務がある。近年では、令和2年7月豪雨などをはじめとして、災害が頻発・激甚化しており、いつ大規模な災害が発生してもおかしくない状況である。特に、8月～9月頃に本格化する台風シーズンにおいては、台風直撃等による大規模な災害発生の可能性が懸念されることから、それに備えて、避難所等における感染防止対策を速やかに実施する必要があった。仮に、段ボールベッドの調達までに、災害の発生により避難所等に多数の市民が押し寄せた場合、避難所等における感染防止対策が十分に取れず、市民の健康、安全・安心といった重大な権利利益に害を及ぼすおそれがあり、その悪影響は極めて大きいことが予測された。
こうした事態を招くことは是非とも回避する必要があり、また、前述の災害の予測困難性等に鑑みれば、その感染防止対策を施す必要性が差し迫っていたことから、緊急的に随意契約により調達を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

履行期限までに納品可能な事業者からの見積合せにより、最も低廉な価格を提示したため

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
避難所用感染症拡大防止対策物品（屋内用間仕切りテント）の購入
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和2年7月22日
- 4 履行期間
令和2年8月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市浪速区桜川4丁目10番27号
株式会社ミヨシ
- 6 契約金額（税込み）
72,072,000円
- 7 契約内容
災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すため、避難所運営において、一般避難スペース及び体調不良の避難者のための避難スペース（別室）で使用する屋内用間仕切りテントを購入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
災害は事前に発生時期を予想できないものであるため、本市には、その可能性に備えて人員体制や設備を整えておく責務がある。近年では、令和2年7月豪雨などをはじめとして、災害が頻発・激甚化しており、いつ大規模な災害が発生してもおかしくない状況である。特に、8月～9月頃に本格化する台風シーズンにおいては、台風直撃等による大規模な災害発生の可能性が懸念されることから、それに備えて、避難所等における感染防止対策を速やかに実施する必要があった。仮に、間仕切りテントの調達までに、災害の発生により避難所等に多数の市民が押し寄せた場合、避難所等における感染防止対策が十分に取れず、市民の健康、安全・安心といった重大な権利利益に害を及ぼすおそれがあり、その悪影響は極めて大きいことが予測された。
こうした事態を招くことは是非とも回避する必要があるため、また、前述の災害の予測困難性等に鑑みれば、その感染防止対策を施す必要性が差し迫っていたことから、緊急的に随意契約により調達を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

履行期限までに納品可能な事業者からの見積合せにより、最も低廉な価格を提示したため

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
指定避難所等への避難所用感染症拡大防止対策物品の配送業務
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和2年8月14日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和2年10月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区中島堀端町89
京都ポーター急配協同組合
- 6 契約金額（税込み）
7,602,430円
- 7 契約内容
災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すため、避難所運営において必要となる衛生用品、段ボールベッド、屋内用間仕切りテント等の感染症拡大防止対策物品を全ての指定避難所及び指定緊急避難場所へ配備する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
災害は事前に発生時期を予想できないものであるため、本市には、その可能性に備えて人員体制や設備を整えておく責務がある。近年では、令和2年7月豪雨などをはじめとして、災害が頻発・激甚化しており、本市にいつ大規模な災害が発生してもおかしくない状況である。特に、8月から9月頃に本格化する台風シーズンにおいては、台風直撃等による大規模な災害発生の可能性が懸念されることから、避難所等における感染防止対策を速やかに実施する必要がある。避難所等における拡大防止対策の徹底のため、補正予算により緊急的に調達した衛生用品、間仕切りテント等を避難所等へ配備する前に、災害の発生により避難所等に多数の市民が押し寄せた場合、避難所等における感染防止対策が十分に取れず、市民の健康、安全・安心といった重大な権利利益に害を及ぼすおそれがあり、その悪影響は極めて大きいことが予測された。
こうした事態を回避する必要がある。また、前述の災害の予測困難性等に鑑みれば、その感染防止対策を施す必要性が差し迫っていたことから、緊急的に随意契約により避難所等への感染防止対策物品の配備を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

履行期限までに納品可能な事業者からの見積合せにより、最も低廉な価格を提示したため

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
行政業務情報化人事給与システム保守委託契約
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和2年度行政業務情報化人事給与システム保守業務に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
コンソーシアム代表社 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,492,100円
- 7 契約内容
京都市人事給与システムの保守運用管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「行政業務情報化人事給与システム」は、日本電気株式会社が本市との協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、同システムに含まれる一部の既存のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用权のみを与えられているに過ぎない。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、同システムの維持・保守に際していずれも必須となるものである。これらについて、日本電気株式会社は、本市から第三者への使用权の譲渡及び貸借を認めないため、同社以外が既存の機能を損なうことなく維持・保守を行うことは不可能である。

また、同システムは、統括管理部門を日本電気株式会社が担当する一方、システム運用・保守業務については、NEC ソリューションイノベーション株式会社が担当し、分担して受託業務の履行を行っているため、双方と契約を行うために、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムに本業務を委託する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

(相手方が特定される随意契約のため記載不要)

11 その他

平成 15 年度から契約しているが、導入当初から競争入札には付していない。

(行政業務情報化のリーディングプロジェクトとして導入されたシステムであり、提携事業者であった当該事業者を選定している。)

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市人事評価システム運用保守業務
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区虎ノ門4-2-12
株式会社ケー・デー・シー
- 6 契約金額（税込み）
7,645,000円
- 7 契約内容
京都市人事評価システムにおける運用保守業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市人事評価システムについては、平成25年度に実施した公募型プロポーザルにより選定された株式会社ケー・デー・シーの保有するパッケージソフトウェアを、本市制度向けにカスタマイズしたものである。
当該システムの保守・運用管理に当たっては、実施事業者はプログラムの内部情報等を十分に把握しておく必要があるが、当該システムの知的財産権は同社が有しており、その情報は非公開となっているため、当該システムの運用保守業務を迅速かつ正確に実施できる技術は、当該システムを設計開発し、知的財産権を有している同社のみが有しており、他の業者では保守業務を行うことは不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度京都市職員定期健康診断（人間ドック代替分）委託
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町488番地
京都市職員共済組合
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）62,652,612円
- 7 契約内容
令和2年度京都市職員定期健康診断（人間ドック代替分）に係る業務の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
以下の理由により、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）と契約を締結する。
(1) 定期健康診断（人間ドック代替分）の受診率向上の観点において、職員の勤務地や居住地に近い健診機関を選択できるなど、希望する健診機関で受診できることが重要であり、共済組合は、29の健診機関と人間ドックの委託契約を締結しており、これほど多くの健診機関と提携し得るところは共済組合をおいてほかにない。
(2) 共済組合は、組合員である人間ドック受診者に対して受診費用を補助しており、本人負担が少額で済むことから、本市職員が人間ドックを受診する際は、同事業を利用することが通常である（京都市が定期健診（人間ドック代替分）に係る業務を共済組合以外に委託した場合、本市職員は共済組合の補助を受けられない。）。
上記の理由により、受診者を減少させることなく、定期健診（人間ドック代替分）を実施するための委託先は、共済組合以外にない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度京都市職員節目健康診断委託
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区寺町御池上る上本能寺町488番地
京都市職員共済組合
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）20,122,245円
- 7 契約内容
京都市職員節目健康診断に係る業務の実施（35歳，45歳，55歳及び59歳）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
以下の理由により，京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）と契約を締結する。
(1) 節目健診の受診率向上の観点において，職員の勤務地や居住地に近い健診機関を選択できるなど，希望する健診機関で受診できることが重要であり，共済組合は，29の健診機関と人間ドックの委託契約を締結しており，これほど多くの健診機関と提携し得るところは共済組合以外にない。
(2) 共済組合は，組合員である節目健診受診者に対して受診費用を補助しており，本人負担はないことから，本市職員が節目健診を受診する際は，同事業を利用することが通常である（京都市が節目健診に係る業務を共済組合以外に委託した場合，本市職員は共済組合の補助を受けられない。）。
上記の理由により，受診者を減少させることなく，節目健診を実施するための委託先は，共済組合以外にない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度人事異動後面談業務委託
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
一般財団法人 京都工場保健会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）8,305,571円
- 7 契約内容
職場環境が大きく変わる人事異動後等の職員を対象とした面談の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
人事異動後面談は、職場環境が大きく変わる人事異動後等の時期をとらえ、メンタルヘルスケアの専門家による面談を実施し、セルフケア意識の向上を図るとともに、メンタルヘルスに不調をきたしている職員への早期対応に繋げることを目的としている。
そのため、業務の実施に当たり、信頼できる実施体制が確立され、本市と継続的に密に連携できる体制であること。業務を実施するカウンセラーについては、臨床心理士等の資格を有する高度な専門知識を有すると同時に、職場環境等の実情に対する理解力を有した経験豊富な者でなければならぬ。したがって、人事異動後面談業務については、価格競争である競争入札に適さないことから、公募型プロポーザルを実施し、その結果最も評価が高かった事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
在宅勤務用モバイルルータの購入
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
(当初) 令和2年5月1日
(変更後) 令和2年7月1日
- 4 履行期間
(当初) 令和2年5月20日から令和2年5月31日まで
(変更後) 令和2年5月20日から令和2年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区富士見2丁目10番2号
株式会社インターネットイニシアティブ
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 12,255,815円
(変更後) 25,565,815円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務を実施するにあたり、自宅での通信環境を構築するためのモバイルルータの購入
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
新型コロナウイルス感染症の予防対策として、全国的に在宅勤務を促進することとされており、在宅勤務で必要となるモバイルルータの需要が増加しているため、モバイルルータを取扱う事業者においても、取引を停止しているか、調達出来る場合においても、本市の必要とする台数を満たしていない状況である。
本契約の相手方は、比較的低価格であり、本市の必要とする台数を短期間で納品することが可能である。したがって、本市の要求する数量、価格、納期を全て満たすことが可能である唯一の業者であることから、随意契約を締結する。

(変更契約に係る変更理由)
在宅勤務の実施における通信回線利用料について、利用実績に基づき、契約内容を見直す必要が生じたため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
在宅勤務用ソフトウェアの購入
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和2年5月8日
- 4 履行期間
令和2年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535
扶桑電通株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,963,000円
- 7 契約内容
在宅勤務を実施するにあたり、自宅から職場PCへのリモートアクセスのための専用ソフトウェアの購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナウイルス感染症の予防対策として、全国的に在宅勤務を促進することとされており、在宅勤務で必要となる専用アプリケーションの需要が増加しているため、アプリケーションを取扱う事業者においても、取引を停止しているか、調達出来る場合においても、本市の必要とする台数を満たしておらず、納期に大幅な遅れが生じている。
そのため、本市の仕様（数量、納期）を満たす事業者を早急に確保するため、見積書による価格比較を行い、一番安価な金額である本相手方と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度AI-OCRサービス導入業務に係る契約について
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和2年5月28日
- 4 履行期間
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区堂島3丁目1番21号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西
- 6 契約金額（税込み）
5,885,000円
- 7 契約内容
AI-OCR サービス導入業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
事業の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するためには、AI - OCR の文字の認識精度や情報管理体制などの価格以外の要素が重要であり、当該業務は価格競争である競争入札には適さないことから、公募型プロポーザル方式により、業者を選定し随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式で募集を行い、1者のみ応募があったが、提案内容評価要領に基づき評価した結果、設定する基準点を上回ったため、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西を契約の相手方とする。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度定型業務の自動化に向けたRPA導入業務に係る契約について
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和2年6月9日
- 4 履行期間
契約日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,950,000円
- 7 契約内容
定型業務の自動化に向けたRPA導入業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
事業の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するためには、RPAの視認性や操作性などの価格以外の要素が重要であり、当該業務は価格競争である競争入札には適さないことから、公募型プロポーザル方式により、業者を選定し随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
定型業務の自動化に向けたRPA導入業務について、公募型プロポーザル方式で募集を行い、3者から応募があった。提案内容評価要領に基づき評価した結果、一番評価点が高い西日本電信電話株式会社を契約の相手方とする。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度包括外部監査契約
- 2 担当所属名
行財政局コンプライアンス推進室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区高倉通御池上る柊町575番地
小林 由香
- 6 契約金額（税込み）
16,984,000円を上限とする額
- 7 契約内容
監査を行い、監査の結果に関する報告を提出する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
包括外部監査契約については、地方自治法により、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、且つ公認会計士や税理士等の特定の資格を有する者に契約の相手方が限定され、あらかじめ監査委員の意見を聴いたうえで、議会の議決を経て契約を締結しており、価格のみにより相手方を選定する競争入札には適さないため、随意契約により契約を締結している。
契約の相手方の選定にあたっては、関係団体（当該契約にあたっては、近畿税理士会）に複数の候補者の推薦を依頼し、選考を行い決定している。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度京都市電子入札システム保守管理業務委託（上期）
- 2 担当所属名
行財政局財政部契約課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和2年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通麴屋町西入立売東町1
令和2年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体
代表者 富士通株式会社京都支社
- 6 契約金額（税込み）
金17,201,800円
- 7 契約内容
電子入札システム一式の運用保守業務，システム改修保守業務，プロジェクト管理，オンサイトヘルプデスク業務，来庁入札システム保守及び障害時対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務委託は，次に掲げる理由により，契約の相手方が特定されるため，その性質又は目的が競争入札に適しておらず，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当することから，令和2年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体 代表者 富士通株式会社京都支社と随意契約を締結するものとします。
 - (1) 運用保守業務
運用保守業務の対象は，本市の電子入札システムのために開発したソフトウェア及び機器である。電子入札システムのソフトウェアは，システムの標準化を図る目的で，「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に，本市財務会計システムと一体のものとして構築され，システム開発業者が独自に開発したもので，開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって，これらのすべてのシステムに熟知していなければ，運用保守業務を履行することができず，業務の履行が可能な者は，電子入札システムの開発業者である富士通株式会社他に限られる。
 - (2) システム改修・保守業務
システム改修・保守業務の対象は，運用保守業務の対象と同一である本市の電子入札システムのために開発したソフトウェアである。本業務は，これらのソフトウェア等の改修作業を行わせ

るものである。したがって、業務の履行のためには、運用保守業務の履行の場合と同様に、現行のソフトウェア等に関する詳細な技術情報が必要となる。これらのソフトウェア等は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、システム改修・保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社他に限られる。

(3) オンサイトヘルプデスク業務

オンサイトヘルプデスク業務については、運用保守業務の対象範囲、システム改修・保守の対象範囲の両方を含んでおり、トラブルの発生時には全システムの動作に関する詳細な知識が必要とされる。これらのシステム全般に関する知識を最も豊富に有しているのは、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社他である。

(4) 来庁システム保守

来庁システム保守の対象は、本市の電子入札システムに参加するための専用端末を利用するために開発したソフトウェアである。来庁入札システムのソフトウェアは、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、来庁システムの開発業者である富士通株式会社他に限られる。

(5) 障害時対応

システムにおける障害の発生時には、障害の状況の把握、原因の分析、原因箇所の特定、対処方法の案出、障害復旧作業の実施を行うこととなる。電子入札システムは本市財務会計システムと一体のものとして構築されており、障害の原因の分析及び原因箇所の特定の際には、財務会計システムに関する詳細な知識又は技術情報が必要となる。本市財務会計システムに関する詳細な技術情報は、財務会計システムの開発業者である富士通株式会社他のみが有しているため、最も迅速、かつ正確に原因分析を行うことができるのは、電子入札システム及び財務会計システムの両方の開発業者である富士通株式会社他である。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子入札システム機器更新作業
- 2 担当所属名
行財政局財政部契約課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1
富士通株式会社京都支社
- 6 契約金額（税込み）
金64,056,850円
- 7 契約内容
全体構成設計作業，OS・ミドルウェアセットアップ，業務アプリ組込み，業務アプリ動作確認・不具合対応，その他システム動作検証支援，運用設定，バックアップ・リストア・運用設定の動作確認，データ移行検証作業，運用切替・移行作業及びプロジェクト管理等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市電子入札システムのソフトウェアは、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に，本市財務会計システムと一体のものとして開発業者が独自に開発したものである。本件の委託業務である機器更新作業（以下「本件委託業務」という。）の履行には，開発業者以外には公開されていないプログラムを含め，全てのシステムを熟知し，現行のソフトウェア等に関する詳細な技術情報を保有している必要がある。
また，電子入札システムは本市財務会計システムと一体のものとして構築されているため，万が一，本件委託業務の履行時にシステム障害が発生した場合には，障害の原因の分析及び原因箇所の特定の際に，財務会計システムに関する詳細な知識又は技術情報が必要となる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

本件委託業務の履行が可能な者は、本市電子入札システムの開発業者として公開されていない技術情報を有し、また、本市財務会計システムの開発・保守業者として同システムに関する詳細な知識及び技術情報を有し、かつ、既契約保守管理業務の受託者である富士通株式会社に特定される。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
税務オンラインシステム端末機器，個人市・府民税課税支援システム端末機器のS Eサポート業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和2年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和2年度 税務オンラインシステム端末機器，個人市・府民税課税支援システム端末機器のS Eサポート業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,940,000円
- 7 契約内容
税務オンラインシステム端末機器，個人市・府民税課税支援システム端末機器の障害発生時に調査並びにその復旧に向けた対処をする。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
税務オンラインシステムは当コンソーシアムの構成会社である日本電気株式会社製のエミュレーターソフトであるETOS J Xにより動作している。
このETOS J Xについては，その動作環境としての対象機器が日本電気株式会社製に限られているため，日本電気株式会社製の機器を使用している。
また，本市の税務オンラインシステムについては，日本電気株式会社製の大型汎用機及び関連する各種サーバー等を利用した動作環境において稼働するものであり，個人市・府民税課税支援システムは税務オンラインシステムと端末を共有している。
ETOS J X及び大型汎用機に関する詳細な技術情報は，日本電気株式会社が有しており，税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システムが適切に稼働するための設定や保守，動作保証，障害発生時の対応などを行うには，日本電気株式会社及び当該技術情報の使用を許諾するNECソリューションイノベータで構成された，当コンソーシアムの他にないことから随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子申告審査システム等の運用管理に係る業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区堂島浜1-2-1
T I S 株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6, 164, 400円
- 7 契約内容
T I S株式会社の管理運用するサーバを京都市が地方税電子申告システムの審査サーバとして利用し、その運用管理業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
見積合わせの結果、T I S株式会社の見積価格が、他のシステム開発運用業者の見積価格に比べて著しく安価であったため。
なお、地方税電子申告システムを一律に管理する地方税共同機構により、審査サーバの提供についてはシステム開発運用業者としての要件を満たした登録が必要であり、現在登録されている8社のうち3社から見積りの返答があったもの。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度地方税電子申告システムの保守管理業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和2年度地方税電子申告システムの保守管理業務コンソーシアム
京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,336,000円
- 7 契約内容
地方税電子申告システムの保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
日本電気株式会社をはじめとする当コンソーシアムのメンバーは本システムに精通しており、運用当初から保守管理業務を委託している。また、受信したデータを基幹税務システムに連携する必要があるが、連携するためのアプリケーションに係る詳細な技術情報については、日本電気株式会社のみが保有している。
従って、本システムと基幹税務システムを安定的に連携して稼働させるために必要となる本業務を履行できるのは当コンソーシアムに特定されるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
22,385,000円
- 7 契約内容
京都市個人市・府民税課税支援システムとは、データ又は書面により提出された課税資料を各個人別に名寄せ、管理するシステムであり、国税連携データ管理システムは国税庁からの確定申告データを管理し課税支援システムに連携させるシステムである。
両システムは、現在税務関連部署において個人市民税賦課の根拠資料を統合、管理しているものであり、本市が課税事務を適法かつ適正に執行するためには、システムの安定稼働が不可欠の条件となることから、その安定稼働を確保するため、保守管理及びデータ処理や各種設定業務等の運用支援業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムは、本市が独自に開発したものであるが、将来的に安定したシステム稼働を確保するため、当該システムの機能改善、機能追加、新たなプログラム作成等については、日本電気株式会社とNECソリューションイノベータで構成されるコンソーシアムが担っており、当該プログラムの仕様等に係る詳細情報は一般に公開されていない。そのため、本契約の目的を達成することができるのは当コンソーシアムに特定されるため、これを相手方として随意契約するものとする。
- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
- 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
特別徴収当初税額通知書のデータ出力にかかる改修業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和2年8月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
特別徴収当初税額通知書のデータ出力にかかる改修業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,044,862円
- 7 契約内容
特別徴収当初税額通知書について、税額通知書及び納入書の印字、マスキング、カッティング、封入、封緘、発送までの業務を一括して同一業者に委託するためにACOSの税システムの仕様変更が必要な部分について、下記のとおりシステム改修業務を委託する。

特別徴収当初税額通知書について、税額通知書及び納入書の印字、マスキング、カッティング、封入、封緘、発送までの業務を一括して同一業者に委託するためにACOSの税システムの仕様変更が必要な部分について、下記のとおりシステム改修業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件システム改修の対象とする税務オンラインシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用コンピュータ（以下「ACOS」という。）において稼働するシステムである。

本件システムの改修に当たっては、ACOSにおけるプログラム言語やACOS内で利用できる共通のユーティリティツール、その他プログラムを実行させる稼働環境等を理解していなければ改修できないものである。

また、ACOSの仕様のみならず、本件システム改修に当たっては、情報化推進室及び日本電気株式会社で作成し、保守してきた既存の当該システムについて、本件システム改修の対象となる各種プログラム等を熟知していることはもちろん、本件システム改修に伴い影響が生じる範囲をすべて把握したうえで、既存のシステムに支障をきたすことなく、プログラムの製造等を行う技術力を有する必要がある。

この条件を満たすのは、ACOSの製造元であるとともに、既存システムの保守管理を担っている業者である日本電気株式会社を代表とし、日本電気株式会社とともにACOS改修業務に従事した経験を有するNECソリューションイノベータ株式会社をメンバーとして構成される当該コンソーシアムのみであることから、当該コンソーシアムを契約の相手方として選定する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
納税室組織再編に伴う税務オンラインシステム及び滞納整理支援システム移設業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和2年4月17日
- 4 履行期間
令和2年4月17日から令和2年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
納税室組織再編に伴う税務オンラインシステム及び滞納整理支援システム移設業務コンソーシアム
(代表)
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
18,172,000円
- 7 契約内容
市税事務所納税室の組織再編に伴う納税室諸税徴収担当の執務室の移転及び分庁舎1階執務室のレイアウト変更を実施するに当たって、納税室で現在使用している税務オンラインシステム及び滞納整理支援システムの端末及びプリンタ等の移設業務を委託する。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
本業務で移設の対象となる税務オンラインシステムについては、日本電気株式会社製の大型汎用コンピュータであるACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、運用を行ってきたものである。このACOSシステムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は日本電気株式会社が有している。
また、滞納整理支援システムは、平成20年度に総合評価方式一般競争入札に付した結果、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムを受託業者として決定し、システム開発及び運用を行ってきたものである。この滞納整理支援システムの移設に当たっては、高度な専門技術や知識とともに、不具合が発生した場合でも迅速に解決するための同システムに関する詳細な技術情報が必要であることに加え、ACOSシステム上で稼働する既存の税務オンラインシステムとのデータ連携を行う必要があることから、ACOSシステムに関する詳細な技術情報が必要であるが、それについては、上述のとおり日本電気株式会社が有している。
税務オンラインシステム及び滞納整理支援システムを分庁舎等へ移設したうえで、正常に動作さ

せるために必要な設定変更等を行う本業務委託契約は、契約の相手先が特定されるため、随意契約を行った。

なお、本業務の履行に当たっては、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアの使用を許諾するNECソリューションイノベータ株式会社と共同することで、また、税務オンラインシステム及び滞納整理支援システム端末の詳細な設置状況を把握しており、短期間での作業が対応可能なNECフィールドディング株式会社と共同することで、受託業務の履行が可能であるとの申出があったが、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社を代表とし、高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき、日本電気株式会社とともに税務オンラインシステム及び滞納整理支援システムの移設業務に従事した経験を有するNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社をメンバーとして構成される本件コンソーシアムを契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ACOS税システム改修業務委託（宿泊税機能改善）
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和2年5月14日
- 4 履行期間
令和2年5月14日から令和2年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
ACOS税システム改修業務委託（宿泊税機能改善）コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金33,618,519円
- 7 契約内容
宿泊税の課税事務及び収納業務を行うに当たって必要な機能を追加するため、ACOS税システムの改修業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
税務オンラインシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用コンピュータであるACOS上で稼働するシステムであることから、税務オンラインシステムを改修して宿泊税に係る機能を改善するためにはACOSの仕様を熟知している必要があり、この条件を満たすのは、ACOSの製造元である日本電気株式会社を代表とし、過去に日本電気株式会社とともにACOS改修業務に従事した経験を有するワードシステム株式会社をメンバーとして構成される本件コンソーシアムだけであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」に関する調査業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和2年7月22日
- 4 履行期間
契約の日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生賀陽御所町3-1 京都幸ビル4F
株式会社ゼンリン京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
5,445,000 円
- 7 契約内容
「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」を検討する基礎資料を得るため、データ上居住世帯のない住宅に対して現地調査を行い、実際の居住者の有無を確認した後、把握した居住世帯のない住宅の所有者に対し、当該住宅の活用状況等について、アンケート調査を行う。
また、これらの調査結果を集計し、報告書を提出する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を遂行するためには、調査の目的や調査を正しく理解している必要があるほか、具体的かつ履行可能な提案を行い、かつ提案内容に見合った人員体制を配置する必要がある。
また、特に「居住世帯のない住宅の現地調査」に関し、知見に基づく積極的な提案の有無により、調査内容に顕著な差異が生じるものである。
以上のことから、価格以外の要素の比較する必要があるため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約により契約の相手方を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
提出された企画提案書に基づき選定委員による評価を行った結果、最も高い評価点を得たため。

(参考) 評価項目

- 本業務を実施する体制が十分であるか
- 調査を適切に行うための工夫があるか
- 本市担当との連絡調整を迅速に行える事務局機能を有しているか
- 提案の積極性
- 価格

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子申告システム機器更改作業
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和2年8月31日
- 4 履行期間
令和2年8月31日から令和2年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
電子申告システム機器更改作業コンソーシアム
京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 幹事社日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7, 169, 250円
- 7 契約内容
地方税電子申告システムの機器更改作業の業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の電子申告を取り巻くシステムやネットワークを含む稼働環境等については日本電気株式会社（代表幹事）とNECソリューションイノベータ株式会社との2社によるコンソーシアムが開発し、保守、運用している。
電子申告システムは既存のシステム（ホスト連携システム等）やネットワークと接続しているため、当該システムの機器更新作業等については、責任区分を明確にする必要がある。また、故障発生時の原因究明・修理等の対処を行うことが可能で、当該システムを安定的に稼働するよう各種設定作業等を行うことができるのは同コンソーシアムのみであるため、契約の相手方が特定され、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3基準年度固定資産税（土地）評価替えに伴う路線価等付設業務委託（令和2年度）
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60番地
大和不動産鑑定株式会社
- 6 契約金額（税込み）
38,094,100円
- 7 契約内容
固定資産（土地）評価の適正化及び公平化を図るために、不動産鑑定評価等に携わる専門的な立場から見直しを行い、令和3年度評価替えに向けて客観的な基準による適正かつ均衡の取れた路線価を付設する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、令和3基準年度評価替えに向けて、平成30年度から令和2年度の3箇年を1単位として、路線価を付設する業務を行うものであり、正確な評価を確保するためには、不動産鑑定士等の専門家が行うことが不可欠である。また、令和2年度においては、平成30年度及び平成31年度の路線価付設業務及び土地価格比準表の見直し等の業務の成果に基づき、路線価調整等の評価替え業務を行う必要がある。したがって、本業務の委託者としては、平成30年度及び平成31年度に業務を受託した大和不動産鑑定株式会社のほかに同等の業務を行うことができる委託業者がないため、同社と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度固定資産税課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「令和2年度京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務委託」コンソーシアム
（コンソーシアム代表）岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号 株式会社両備システムズ
- 6 契約金額（税込み）
78,810,160円
- 7 契約内容
土地及び家屋に係る固定資産税等の賦課に係る事務処理に当たり、株式会社両備システムズを代表とするコンソーシアムにより開発された課税支援システムについて、年間のサービス提供（運用保守）を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
対象のシステムは、平成29年度のプロポーザルにおいて選定したコンソーシアム構成企業各社が著作権を有する各システムを本市用に統合的に構築したものであり、本業務を履行することができるのは、構築を実施した同コンソーシアムに限られるため。また、本委託契約におけるシステムの障害発生時に、障害の状況の把握、原因の分析、原因箇所の特定、対処方法の案出、障害復旧作業を行えるのは、本システムに関する詳細な知識及び技術を保有する同コンソーシアムに限られるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度評価替えに係る京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムの改修業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和2年6月26日
- 4 履行期間
令和2年6月27日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
岡山市南区豊成二丁目7番16号
株式会社両備システムズ
- 6 契約金額（税込み）
13,200,000円
- 7 契約内容
令和3年度評価替えに向けて、固定資産税・都市計画税課税支援システムを用いて土地及び家屋の評価額・課税標準額の算出業務を行うために、システム改修業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
対象のシステムは、株式会社両備システムズが著作権を有するパッケージソフトウェアを、本市に合わせたカスタマイズを行うことにより開発されたものであり、本契約に伴う改修により発生するシステムの仕様変更及び障害発生時の不具合（当該パッケージソフトに起因する不具合を含む。）の修正を行えるのは、著作権を有する株式会社両備システムズに限られるため。また、本委託契約におけるシステムの障害発生時に、障害の状況の把握、原因の分析、原因箇所の特定、対処方法の案出、障害復旧作業を行えるのは、本システムに関する詳細な知識及び技術を保有する株式会社両備システムズに限られるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

固定資産税（土地）に係る令和3年度の時点修正に関する業務委託

2 担当所属名

行財政局税務部資産税課

3 契約締結日

令和2年7月29日

4 履行期間

令和2年7月30日から令和2年11月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区三条通烏丸東入る梅忠町2番地2 中井ビル3F
公益社団法人京都府不動産鑑定士協会

6 契約金額（税込み）

20,366,582円

7 契約内容

地方税法附則第17条の2の規定により総務大臣が定める修正基準に基づき、令和2年1月1日から令和2年7月1日までの期間における地価の変動率（以下「時点修正率」という。）を令和3年度土地評価に反映させるため、鑑定による地価変動率の把握及び調整業務並びに帳票の作成等に付随する業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、時点修正率を把握するための鑑定評価を不動産鑑定士に行わせようとするものであり、不動産鑑定に関する高度の専門知識と固定資産税評価に関する知識に精通している者が当たる必要がある。また、時点修正率を把握するためには、本市における土地の価格形成要因を的確に把握する必要があるが、土地の価格形成要因は地域性が強いことから、本市の実情に精通している不動産鑑定士に鑑定評価を実施させる必要がある。

公益社団法人京都府不動産鑑定士協会（以下「鑑定士協会」という。）は、京都府内に勤務箇所を有する不動産鑑定士を正会員とする公益社団法人であり、本市の実情に精通し、本市における土地の価格形成要因を最も的確に把握しており、不動産鑑定士に対する指導・助言及び統括的業務を行うことができる委託先は他に見当たらない。また、契約の相手方は平成9年度以降の本市における時点修正に関する業務を受託しており、信頼すべき実績を有している。

以上のことから、本業務の委託者として、鑑定士協会が、業務、実績ともに優れており、他に同等の業務を行うことができる委託業者がないため、同法人と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市滞納整理支援システム改修（税制改正対応）
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室収納対策担当
- 3 契約締結日
令和2年4月17日
- 4 履行期間
令和2年4月17日から令和2年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
名称 「京都市滞納整理支援システム改修（税制改正対応）」コンソーシアム
代表企業住所 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表企業名 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,369,458円
- 7 契約内容
税制改正に伴う京都市滞納整理支援システムにおける督促や催告，滞納処分等に関する各種帳票の改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市滞納整理支援システムは，当初の開発業務（平成20年3月10日契約締結）として，総合評価方式による一般競争入札に付した結果，日本電気㈱を代表とし，NECシステムテクノロジー㈱（現NECソリューションイノベータ㈱），㈱シンク，㈱SCAT，㈱ビー・エス・エスを含むコンソーシアム（以下「当初コンソーシアム」という。）を受託業者として決定し，開発を実施した。また，第二期分の開発業務（平成20年4月1日契約締結）についても，当初コンソーシアムを受託業者として決定し，開発を実施した。その後の改修業務については，当初コンソーシアムから，大量プログラムの製造のため参加していた㈱SCAT，㈱ビー・エス・エスを外したコンソーシアム（以下「現行コンソーシアム」という。）を受託業者として決定し，開発を実施してきており，保守運用業務についても，毎年，現行コンソーシアムに委託している。
本件の改修に当たっては，高度な専門技術や知識とともに，不具合が発生した場合でも迅速に解決するための同システムに関する詳細な技術情報が必要となることから，当初の開発業務以降，同システムの改修及び保守を従事する日本電気㈱，NECソリューションイノベータ㈱，㈱シンクをメンバーとして構成する現行コンソーシアムと随意契約を行うこととした。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市納税お知らせセンター業務委託
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室収納対策担当
- 3 契約締結日
令和2年6月22日
- 4 履行期間
令和2年6月23日から令和2年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所 東京都豊島区東池袋1-33-8 NBF池袋タワー6F
名称 株式会社セゾンパーソナルプラス
- 6 契約金額（税込み）
16,280,000円
- 7 契約内容
納付が遅れている納税者に対する電話による自主納付の呼び掛け等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
民間事業者による納税者の電話催告の実施にあたっては、高度な知識、豊富な経験が求められる。また、本件委託契約で取り扱う市税滞納者情報は、地方公務員法による守秘義務だけでなく、地方税法に基づく税情報の守秘義務により厳しく守られる情報であることから、その取扱いにあたっては、地方税の知識だけでなく極めて高いコンプライアンス意識を保持する必要がある。よって、価格以外の要素で契約業者を選定する必要があり、公募型プロポーザル方式での契約方法を採用した。
提出された提案内容について、市職員によって構成された選定委員会において、各委員が評価基準に基づき採点した結果、株式会社セゾンパーソナルプラスと契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市税収納金に係る領収済通知書等の電子データの作成及び加工等業務
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室納税推進担当
- 3 契約締結日
(当初) 令和2年4月1日
(変更後) 令和2年6月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県北名古屋市鹿田3962番地2
エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初)(予定総額) 52,618,428円
(変更後)(予定総額) 55,074,088円
- 7 契約内容
 - (1) 市税収納金に係る領収済通知書の内容を収録したデータを作成すること。
 - (2) 前号のデータの内容と同じ収納金を照合すること。
 - (3) 領収済通知書を保存すること。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(随意契約の理由)
本件委託業務は、市税に係る領収済通知書の内容の読み取り及び入力作業を行うことにより当該領収済通知書の内容を収録したデータを作成し、それらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金を照合するものである。
公金の収納事務はその事務の性格上、極めて高度な信頼性と安全性が必要であり、市民に与える影響も多大であることから、誤りが許されないばかりか、本市の資金運営上から遅滞することも許されない。本件委託作業における照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行える手法や三菱UFJ銀行に取りまとめられる領収済通知書の速やかで安全な運搬ルートが構築されているのは、エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社のみであるため。

(変更契約の理由)
領収済通知書の保存業務をあわせて委託するため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他